

ジップ大阪会場
オークション規約

< 目 次 >

<市場規約>	3
<出品規定>	8
<落札規定>	13
<検査規定>	16
<クレーム規定>	19
<商品車輛搬入出管理規定>	24
<自動車税規定>	25
クレーム項目別処理基準（別表①）	27
クレーム項目別処理基準（別表②）	31

＜市場規約＞

この規約は、市場法規及び監督官庁並びに業界指導団体等の施策と指導のもとに、株式会社ジップ(以下ジップという。)が開催する市場の運営基本と市場参加者の遵守義務を定めた。これを公示する。

第1章 基本

第1条 (基本)

- ①当市場は、出品店と落札店との仲介を厳正に行うことを基本方針とする。
- ②当市場は、出品店と落札店双方の利便が公益的かつ均等に生じ、依って業界の発展に寄与することを目的とする。
- ③当市場に参加する者は、この規約及び諸規定を遵守する義務を負うものとする。

第2章 市場開催日

第2条 (開催日)

当市場の各会場の開催日は原則として会場ごとにジップの定める日とする。但し、ジップの都合により、休催日、開催日の変更または臨時開催を行うこともある。

第3条 (開催時間)

前条に定める開催は、原則としてオークション当日午前11時から午後6時までとし、ジップの都合により開催時間を変更できるものとする。

第3章 加 入

第4条 (加入資格)

当市場に加入できる資格者は、原則として次の条件を充足し、ジップが参加を認めた者とする。

- ①所轄公安委員会発行の「中古自動車取扱古物許可書」の所有者であること。
- ②当ジップに加入後1年以上を経過した登録済の市場参加資格者2名の紹介があること。
- ③常設の営業拠点を有し、現に営業活動を1年以上行っていること。
- ④ジップが要請する必要書類を提出すること。
- ⑤連帯保証を得られること。

第5条 (参加契約)

前条の加入資格を得た者は、次の各手続きをジップが指定した日までに完了し、「登録証」(ポストカード)の貸与を受けなければならない。

- ①市場参加契約を締結すること。
- ②登録保証金を預託すること。
- ③IDカードを作成すること。(加入資格)

第6条 (準会員)

①準会員とは、ジップと所定の市場参加契約を取り交わした会員で、ジップが提携するオークション会社の専用端末より落札のみ可能な会員をいう。

②本オークション規約本文中に会員、市場参加契約者、市場取引参加者と示されるものについては、市場規約第22条(関係規定)第1項の出品規定を除き全て準会員も対象とする。

第7条 (登録保証金)

①登録保証金の額は、別に定める。

②登録保証金に利息は付さない。

③登録保証金は、出品店、落札店が負担する取引債務及びジップが定めた費用等の担保とする。

④債務不履行の場合は、ジップの任意処理で登録保証金を前項③に充当できるものとする。

⑤前項④によって登録保証金が不足した場合は、ジップが指定した日迄に不足額を納付しなければならない。

⑥登録保証金は、参加契約を解約した場合に精算の上返戻する。

第8条 (禁止行為)

当市場は、次の行為を禁止する。又下記禁止行為によって当社が損害を蒙った場合は 禁止行為を行った市場参加契約者はその損害を賠償しなければならない。

- ①セリ前の直接談合、セリ後の直接談合。
- ②一般消費者及びジップが認めた者以外を市場内に同伴する行為。
- ③市場内での放歌放吟、暴言暴行等市場秩序を乱す行為並びに品位を損なう行為。
- ④出品車を出品店自らセリに参加すること。又は、それに類似すること。(さくら行為)
- ⑤その他ジップが禁止する行為。

第9条 (損害等)

オークション開催中において、やむを得ぬ事情によりセリ不能となったとき、参加者に取引上の損害があってもジップは損害賠償の責任を負わないものとする。

第10条 (任意解約)

市場参加契約者は、所定の手続きをもって任意に市場参加契約を解約できるものとする。

第11条 (強制解約)

市場参加契約者が次のいずれかに該当する場合、事前通告することなく、市場参加契約を強制解約できるものとし、この強制解約に対して異議申立てをしないものとする。

- ①オークション取引上の債務の履行を怠ったとき。
- ②他より差押さえ、仮差押さえ、仮処分の申立を受け、又は会社整理・更正手続きの申立、破産もしくは和議及び民事再生法に基づく再生手続等の申立をなし又は受けたとき。
- ③手形小切手の不渡りを出したとき、または銀行口座取引停止処分を受けたとき。
- ④ジップの定めた諸規定規約等に重大な違反があったとき。
- ⑤社会的に信用を損ねた行為があったとき。
- ⑥6ヶ月以上に亘って取引がなく、かつ連絡が不通のとき。
- ⑦加入に当たってジップより提出を要請された書類に虚偽の記載のあることが判明したとき。
- ⑧中古自動車取扱古物許可を喪失したとき。
- ⑨市場参加申込みに記載された事項に変更が生じた場合、速やかに届け出るものとし、且つその事項について再審査を行い承認が得られなかったとき。

第12条 (市場参加登録の抹消)

解約と同時に市場参加登録(いわゆるポス登録)を抹消する。

第13条 (変更の届出)

次の事項に変更があった場合は、30日以内に当社所定の用紙により届出をしなければならない。

- ①会社名
- ②代表者名
- ③住所・電話番号・FAX番号・携帯電話番号
- ④取引金融機関

上記変更に伴って当社は第4条の資格審査をするものとする。

第4章 参 加

第14条 (取引方法)

- ①当市場における取引は、オークション方式とする。
- ②オークションにおける出品成約等すべての取引は、ポスト・コンピューターシステムで処理され、参加者はこのシステムによる結果のすべてについて従わなければならない。

第15条 (身分証明)

市場参加者は、自分の身分を証明するジップ発行のIDカードを着用しなければならない。

第16条 (代金決済)

- ①落札店決済は、当該市場開催日当日とする。
- ②落札店決済の内容は、落札規定によるものとする。
- ③出品店決済の内容は、出品規定によるものとする。

第17条 (手数料)

市場取引参加者は、所定の手数料を支払わねばならない。但し、諸般の事情により改訂する場合がある。出品受付後の出品取消は、事情を問わず手数料の返却はしないこととする。

第18条 (自動車税)

落札店は、車輛の残存車検期間のある場合は、ジップの定める自動車税相当額を預けなければならない。

第19条 (クレームおよびトラブル処理)

- ①当市場取引後に品質及び仕様について不良又は、誤表示の事実が判明した場合、クレーム規定に基づいてジップが出品店、落札店双方の調停処理又は、裁定を行う。
- ②前項①以外のトラブルについても、ジップが調停処理又は裁定を行う。
- ③裁定の結果については、出品店、落札店双方ともこれに従わねばならない。

第5章 規約の改訂

第20条 (規約の改訂)

この市場規約は、ジップが改訂を必要と認めた場合、随時任意に改訂することができるものとし、市場内に掲示する。

第6章 損 害

第21条 (遅延損害金)

会員がジップに対して負担する債務の支払を怠ったときは、年30%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第7章 関係規定

第22条 (関係規定)

この市場の関係規定等は、次のとおりである。

- ①出品規定
- ②落札規定
- ③検査規定
- ④クレーム規定
- ⑤商品車輛搬入出管理規定
- ⑥自動車税規定

< 出品規定 >

第1条 (基本)

株式会社ジップ(以下ジップという。)が開催する市場で取り扱う商品は、良好なる品質の市場取引を維持促進して、一般社会における経済活動に寄与することを当市場の商品施策基幹とする。

第2条 (出品店の品質検査義務)

出品店は、前条の商品施策に基づく商品吟味を行い、次の事を義務として有するものとする。

- ①検査規定全般、特に同規定中の品質基準については充分理解し、出品検査をすること。
- ②出品検査の結果については、責任の全てを負うこと。

第3条 (出品条件)

出品店は、次の条件を持たすことにより出品できることとする。

- ①ジップと市場参加契約済であること。但し、臨時会員については、別途申込書を申請し、且つ当社の承認を得ていること。
- ②第2条の品質検査義務を理解し、また実行すること。
- ③出品者の譲渡書類が完備していること。但し、ジップが認めた場合は、成約の日から8日以内に譲渡書類が完備し、ジップに到着できること。
- ④落札店から、クレーム及びトラブルの申し立てがあり、ジップが仲介調停する場合は、建設的且つ円満な早期解決に協力すること。もし、調停が難行した場合は、ジップが裁定した結果に従うこと。
- ⑤予備検査付車輛を出品する場合は、当該車輛が予備検査を受けた状態で出品すること。又、予備検査証に改善措置事項(検査資料その2)を添付すること。尚、再検査・車検証で不具合が生じた場合は、出品店の責任の範囲とする。
- ⑥バッテリーが正常で燃料が10リットル以上貯留し、自走可能な車輛。
- ⑦各メインキーは必ず車輛に備え付けること。
- ⑧メーター交換歴のある車輛、及び、メーターパネル本体を交換した車輛を出品する際は その詳細を明記して出品すること。尚、認証工場の整備記録簿等により交換時前後の走行距離が明らかな場合に限り、実走行として出品できるものとする。
- ⑨接合車でないこと。
- ⑩ワンオーナー車として出品する際は、付則4の条件を満たしているものに限る。
- ⑪リサイクル料金預託済みの出品車輛は出品票に必ず預託金額を記入すること。預託済みにも関わらず金額の記入がない場合は車輛金額にリサイクル料金も含むものとする。また、成約時必ず預託証明書(リサイクル券)を車検証に添付すること。

第4条 (出品手続)

出品店は、次の手順により出品手続きを行うこととする。

- ①商品車輛搬入出管理規定に定める所定の搬入時間内に出品車を市場内に搬入すること。
- ②所定のオークション出品票(一式)に車種名、年式等の必要事項を記入し、第1条における使用過程状況における注意事項など検査規定に基づいて自ら行った商品検査の結果による、不具合箇所を必ず明記すること。不具合箇所を明記しなかった場合、故意、過失を問わず、その責任は出品店の負担とする。

第5条 (留意事項)

出品店は、次のことを留意する。

- ①やむを得ず、代理人に車輛の搬入及び出品票の記入等、出品手続きを依頼する場合は、その手続き及び記載内容の総てにその責任を負うこと。
- ②必要事項が空欄の時は、出品保留となること。

第6条 (セリ)

セリ方法、手順については、ジップの定めた方式による。

第7条 (価格調整)

価格調整は、原則として「立会調整」とする。

第8条 (調整権限)

価格調整員に次の権限を付与するものとする。

- ①セリ状況によりスタート価格を変更できる権限。
- ②出品店の立会調整がないとき、希望価格に対し「50,000円」以内の調整権限。

第9条 (譲渡書類)

譲渡書類については、次の事項によるものとする。

- ①譲渡書類の印鑑証明、戸籍謄本(抄本)、住民票、登記簿謄本、委任状等の有効期限は開催日の翌月末日以上あるものとする。尚、印鑑証明書、戸籍謄本(抄本)、住民票、登記簿謄本等は発行日から3ヶ月間を有効期限とする。
- ②譲渡書類の有効期限が上記①の期限を満たしていない場合でも、落札店がその譲渡書類の引き受けを承認したものに限り、ジップは受付するものとする。その場合、出品店は落札店に対し付則3の金員(早期名変手数料)を支払うものとする。
- ③出品票に譲渡書類の有効期限を明記したものについては、早期名変の依頼料は発生しないものとする。その場合ジップ到着時点で有効期限14日以上あるものとする。
- ④車検の残存期間が開催日の翌月末日に満たないものは、抹消謄本として出品すること。但し、継続書類で出品する場合には、出品票に「ナンバー応談」と明記しなければならない。
- ⑤譲渡書類の印鑑証明書、委任状等の有効期限が買手のやむを得ない事由により期限通過し、失効した場合は、ジップを通じて有効期限のあるものを差替えに応ずること。
- ⑥譲渡書類の引き渡しが遅延した場合、あるいは、その引き渡しができない時は、出品店は落札店に対し、付則1あるいは2の金員を支払うものとする。
- ⑦ダブル移転、名義人死亡相続、法人解散等の書類は、登録する陸事により異なるので、自社名義にして出品すること。

第 10 条 (代金決済)

成約車の決済は、次のとおりとする。

- ①当該市場開催日から 1 週間経過日をもって譲渡書類締切日とする。市場開催日に完備した譲渡書類をオークション事業部に提出した分については、ジップが定めた決済日後に車輛代金を支払うこととする。
- ②落札店の代金決済が開催日を含め 7 日を経過しても実行されないときは この成約は自動的に解約となるものとする。尚、この場合落札店は出品店に対し、落札価格が 50 万円以下の車輛については 5 万円、50 万円を超え 200 万円以下の車輛については 10 万円、200 万円を超える車輛については成約価格の 5%の解約金(但し、上限を 20 万円とする) 及び成約料及びその他費用を負担することとする。
- ③前項の場合、ジップが立替払いをした車輛代金及び手数料をジップの請求により直ちに支払うものとする。この支払いが期限内になされないときは、ポス登録保証金又は還付計上中の自動車税から差引することが出来る。

第 11 条 (成約車の解約)

出品店の都合により、成約車を解約する場合は、次によるものとする。

- ① 解約は、開催日当日に限り、当該車輛落札後 50 台目の車輛のセリが始まる前までに申し出るものとし、セリ残数が 50 台未満の場合は、当日セリ終了時までの申し出とし、それ以降は、一切受付しないこととする。
- ②成約価格が 50 万円以下の車輛については 5 万円、50 万円を超え 200 万円以下の車輛については 10 万円、200 万円を超える車輛については成約価格の 5%の解約金(但し、上限を 20 万円とする) 及び落札料及びその他費用を負担することとする。

第 12 条 (自動車税)

自動車税規定によるものとする。

第 13 条 (解約とクレーム)

クレーム規定によるものとする。

第14条 (流れ車の管理と搬出)

流れとなった車輛は、ジップが定めた決済日に引き上げること。 期日内に引き取らず、盗難及び損傷があってもジップは、一切責任を負わないものとする。

付則

1 《譲渡書類の引き渡しが遅延した場合》

以下の表に記載のペナルティを支払うものとする。

書類遅延日数	ペナルティー金額
9日以上 15日以内	台あたり 10,000円
16日以上 22日以内	台あたり 20,000円
23日以上	台あたり 50,000円 (又は落札店の希望によりキャンセルできるものとする)

(注)書類遅延日数の計算は、当該市場開催日からジップオークション事業部到着日までとする。

2 《譲渡書類が引き渡しできない場合(書類遅延日数が23日以上経過した場合も含む)》

キャンセルペナルティー・・・台あたりの落札価格が50万円以下の車輛については5万円、50万円を超える200万円以下の車輛については10万円、200万円を超える車輛については成約価格の5%の解約金(但し、上限を20万円とする)

プラス実費・・・(陸送代、出品料、成約料、落札料、他ジップが認め
た実費相当額)

3 《譲渡書類の有効期限が規定の期限未満の受付について(早期名変依頼料)》

出品店は落札店の早期名義変更実行に対し、早期名変依頼料として金10,000円を支払うものとする。但し、落札店が早期名義変更を引き受けたにも関わらず、譲渡書類の有効期限を切らし失効させた場合、早期名変依頼料を返還し、且つ落札規定付則3に定める書類差し替えペナルティを出品店に支払うものとする。

4 《ワンオーナー車の条件について》

①新規登録より所有者(使用者がついている場合は使用者)が同一のもの。また、新車時のユーザー名義からの商品車登録は複数回でもワンオーナーとする。但し、商品車登録が複数回に渡っている場合でジップが必要と認めた場合は、出品店に古物証の写しを求める場合がある。

②並行車に関しては新車並行車のみワンオーナー車として出品できるものとする。

③個人商品車名義については、古物証の写しを求める場合がある。

5 《成約後に発覚した駐車違反に対するペナルティー》

出品店は車輛運行による駐車違反の迷惑が落札店に及んだ場合は、ペナルティーとして以下の表に記載の金額を支払わなければならない。

発覚後	ペナルティー金額
8日以内に対処できた場合	10,000円
9日以上 15日以内	20,000円
16日以上 22日以内	30,000円
23日以上	50,000円 (又は落札店の希望によりキャンセルできるものとする)

注意：ペナルティー日数の計算は、落札店より事務局に連絡が入った日を起算日とし、罰金等の納付書が事務局に到着した日までを換算日とする。尚、書類在庫期限までに出品店が対処できた場合はノーペナルティーとする。

※ キャンセルに伴う費用については出品規定付則－2 譲渡書類が引き渡しできない場合に準ずるものとする。

＜落札規定＞

第1条 当市場の方針

株式会社ジップ(以下ジップという。)が開催する市場は、落札店出品店双方の取引を仲介し、その仲介を厳正中立に行うことにより、双方に便益を供し、もって中古車流通機構の健全な発展と業界繁栄の一助となることを基本方針とする。ジップは、基本方針を周到させ、当市場はすべての参加者に均等同一の立場で取り扱うものとし、その基本として設置したのが本規定である。

第2条 買手参加のきまり

当市場に買手参加される方は、次の条件を満たすこととする。

- ①頭書の当市場の方針を理解し、周知していること。
- ②当市場と市場参加登録済であること。
- ③落札車輛の代金、消費税、自動車税相当額、リサイクル料、手数料等を第6条のとおり支払うこと。
- ④落札店は落札車輛の名義変更をオークション開催日の翌月末日までに完了するものとする。但し、出品票に譲渡書類の有効期限の記載がある場合には、その日を名義変更の期限とする。
- ⑤名義変更が完了した場合には、変更後の車検証の写しを、完了日の翌月5日までにジップに提出するものとする。
- ⑥開催日の翌々月5日までに車検証の写しの提出がない場合には、ジップにおいて現在登録証明書を取得し、確認手続を行うものとする。その場合に落札店は、ジップに対して現在登録証明書の取得手数料として金3千円を支払うものとする。さらに規定の期日内に名義変更が行われない場合は、落札店は出品店に対し付則1の金員を支払うものとする。また名義変更前の法的なトラブルが発生した場合は、付則2、印鑑証明等の有効期限失効を発生させた場合は、付則3の金員を落札店は出品店に対し支払うものとする。
- ⑦未決済落札車輛の搬出はできないこと。
- ⑧落札車輛に不具合があり、解決できない場合には、市場規約第19条により処理することを承認すること。
- ⑨リサイクル料金の預託有無、または預託金相当額の申告に誤りがある場合は落札店から書類到着日を含む7日以内に申告された場合に限り訂正を行う。

第3条 商品品質の確認

現車の下見、品質確認は必ず実施して、セリに参加すること。

第4条 セリ

セリについては、別に定める細則に従うこと。

第5条 与信限度

- ①ジップは会員の個々の落札取引額の上限を定め、会員はその範囲内での取引とする。但し、与信限度額は会員の希望により、当社が審査して決定する。
- ②前項によって決定された与信限度額に対して、会員は一切の異議の申立をしない。

第6条 代金決済

- ①落札車輛の代金、消費税、自動車税相当額、リサイクル料、諸手数料は、参加した市場開催日当日に全額を現金で決済すること。
- ②やむを得ず後日決済になる場合は、予めジップの承認を必要とし、承認を受けた場合は、残金はオークション日を含め7日以内に全額支払うこと。但し、条件を付けて承認する場合もある。
- ③落札車輛の代金決済が開催日を含め7日を経過しても行われなときは、この成約は自動的に解約となり、当該車輛は出品店が引き取ることとする。この場合、落札店は出品店に対し、落札価格が50万円以下の車輛については5万円、50万円を超え200万円以下の車輛については10万円、200万円を超える車輛については落札価格の5%の解約金(但し、上限を20万円とする)及び成約料及びその他費用を負担することとする。又、ポスト登録は自動抹消となる。尚、この解約により出品店に損害が生じた場合は、落札店の負担とし、出品店に支払うものとする。
- ④ジップが認めた以外の未決済代金等がある場合は、次回開催日には参加できないこととする。
- ⑤代金未決済の状態が長期にわたった場合には、ジップは、その事実を日本中古自動車販売連合会及び関連市場の情報データに通報することができ、当市場の参加契約は解約となる。

第7条 手数料

所定の手数料を支払うこととする。

第8条 自動車税

落札車輛のうち、残存車検期間が開催日の翌月末日以上あるものは、残月分の自動車税相当額を預かることとする。返還処理については、別に定める自動車税規定によるものとする。

第9条 引取検査

落札車輛の内外装の検査は、当日、当市場内で必ず行うこととする。搬出後はクレームを申し出ることとはできない。

第10条 クレーム

搬出後における内外装以外のエンジントラブル及び走行装置等に関するクレームについて 翌週の月曜日正午までとする。但し、ヴィンテージカーコーナー車輛として落札した車輛のクレームは、クレーム規定第4条第1項にあげる法的問題車を除き、一切申請できないものとする。

第11条 落札車輛の解約

落札店の都合により落札車輛を解約する場合は、次によるものとする。

- ① 解約は、開催日当日に限り、当該車輛落札50台目の車輛のセリが始まる前までに申し出るものとし、セリ残数が50台未満の場合は、当日セリ終了時までの申し出とし、それ以降は、一切受付しないこととする。
- ②落札価格が50万円以下の車輛については5万円、50万円を超える200万円以下の車輛については10万円、200万円を超える車輛については落札価格の5%の解約金(但し、上限を20万円とする)及び成約料及びその他費用を負担することとする。

第12条 落札車輛の搬出

商品車輛搬入出管理規定によるものとする。

第13条 落札車輛の所有権

- ①落札車輛の所有権は、落札店が落札代金等をジップに払い込んだとき、出品店から落札店に移転するものとする。
- ②落札店が規定の代金決済期間内に落札代金等をジップに払い込まなかったときは、出品店に落札車輛の代金を立替払いしたジップは、出品店に通知して落札車輛の所有権を取得できるものとする。
- ③落札店は、ジップが落札車輛を他に処分するまでの間、落札代金等をジップに払い込んで落札車輛の所有権をジップから取得することができるものとする。
- ④ジップが落札車輛を処分し、手数料等を控除した金額が出品店に支払った金額に満たない場合、落札店はその不足分をジップの請求があり次第ただちに支払うものとする。

第14条 譲渡書類の確認の義務

落札店はジップより譲渡書類を受領する際、その内容を十分に確認しなければならない。出品規定第9条④の車検の残存期間が開催日の翌月末日以内のもの及び出品票に「ナンバー応談」の明記がある車輛を落札した場合、オークション開催日の当日に限り、出品店に対して抹消登録の申請ができる。尚、申請のないものに関しては継続書類を承諾したものとする。

付則

1 《名義変更遅延ペナルティ》

落札店は名義変更期限を越えたものに関しては名義変更遅延ペナルティ金2万円を支払うものとする。但し、名義変更期限よりさらに1ヶ月を超えたものに関しては5万円のペナルティを支払うものとする。

2 《名義変更前の法的トラブルに対するペナルティ》

落札店は車輛運行による交通違反等（法的トラブル）の迷惑が出品店に及んだ場合、又は問い合わせがあった場合は、ペナルティとして5万円を出品店に支払わなければならない。

3 《譲渡書類差替え・再交付ペナルティ》

① 費用・ペナルティ

再取得費用・・・ 実費（ジップが認めた実費相当額）

台当りペナルティ金額・・・ 50,000円

- ②出品票に有効期限の明記がある場合、落札店はその期日を承諾し落札したものとする。上記の条件で落札したにもかかわらず、譲渡書類の有効期限を切らし失効させた場合は上記①の書類差替えペナルティを出品店に支払うものとする。

4

落札車輛の元名義人に対し、いかなる場合でも迷惑行為を行うことを禁止する。迷惑行為が発覚しジップがあまりに悪質と判断した場合ペナルティ50,000円、さらにジップが認めた実費を出品店に支払うものとする。

＜検査規定＞

第1条 目的

株式会社ジップ（以下ジップという。）の開催する市場で取扱いする 出品車輛の品質レベル維持のために本規定を定めた。

第2条 商品車輛検査

出品車輛の商品価値検査は、次のとおり行うことを当該者は遵守すること。

《出品店検査》

- ①出品店は、出品前に出品規定第2条の定めに従って出品車輛の商品検査を行い、出品車輛についての責任を有すること。
- ② 出品店は、走行機関及び装置等に関して十分な検査を行いその責任を負うこと。

《ジップの確認点検》

ジップは、出品店の商品検査を点検し、ジップの定めに基づいているかを確認して、品質評価度を付す。但し、ヴィンテージカーコーナー車輛に関しては、そのコーナーの性格上品質評価も一切付さない。

第3条 品質基準

ジップは修復歴車、冠水車等の出品は出品店の表示義務とする。

1 《修復歴車》

修復歴車とは、次のいずれかに該当する車輛をいう。

- ①フレームが破損したもの。
- ②フレームの交換または修正補修したもの。
- ③主柱が狂ったもの。
- ④主柱の交換または修正補修したもの。
- ⑤フロントインサイドパネルの交換、修正補修または修正を要するもの。
- ⑥リヤトランクやルームフロアパネルの交換、修正補修または修正を要するもの。
- ⑦リヤフェンダーインナーの交換、修正補修または修正を要するもの。
- ⑧ルーフの交換、修正補修、粗悪または修正を要するもの。
- ⑨上記①項から⑧項までについて交換または修正補修した状態が事故に起因したものである疑いのもの。

2 《修復歴車としない場合》

フェンダー、フロントパネル、クォーターパネル等を交換した車輛については、その車輛の基本的性能と安全運転上に影響がないと判断される場合、修復歴車としない。但し、「オークション出品票」（一式）に交換該当箇所を明記し、交換の事実を知らしめなければならない。

3 《冠水車》

冠水車は、次の事項を充足することによって出品ができる。

- ①冠水車は、必ず「オークション出品票」（一式）にその旨を出品店の責任において明記すること。
- ②ジップが出品を認めたものであること。
- ③冠水車についての全ての責任を出品店が負うこと。

第4条 出品取消

ジップが接合車と判断した場合、その車輛は出品取消とする。

(接合車とは、次のいずれかに該当する車輛をいう。)

- ①新車時に存在した車台番号が現に存在せず、その部分を他の車輛から流用し接合して造られた車輛。
- ②他の中古車輛を利用し、ボデーを接合して造られた車輛。 但し、判断が微妙な場合は弊社の判断によるものとする。

第5条 評価採点

ジップに出品する商品車輛には、ジップの基準に基づいてジップが商品評価点を付与する。

①採点基準

評価点	内容	登録	走行距離
5点	ほぼ無キズ、無補修の車輛。	12ヶ月以内	10,000km以内
6点	ほぼ無キズ、無補修で加修の必要のない車輛。	36ヶ月以内	30,000km以内
5点	軽微な加修で6点に準ずる車輛。	制限なし	50,000km以内
4.5点	①小さい钣金箇所が数ヶ所ある車輛。 ②外装に多少塗装ボケのある車輛。 ③加修済み及び仕上がり済みである車輛。	制限なし	100,000km以内
4点	①钣金を必要とする箇所が数ヶ所ある車輛。 ②外装に塗装ボケのある車輛。 ③钣金、塗装の直しが良好でない車輛。 ④各所に腐食、錆がある車輛。	制限なし	150,000km以内
3.5点	①外装に塗装ボケのある車輛。 ②各所に腐食、キズ、ヘコミが見られ、加修を要する車輛。 ③钣金、塗装の直しが良好でない車輛。 ④溶接止めパネルを交換している又は、軽微な修復が認められる車輛。	制限なし	制限なし
3点	①外装全体に塗装ボケのある車輛。 ②各所に腐食、キズ、ヘコミが多く見られ、かなりの加修を要する車輛。 ③钣金、塗装の直しが良好でない車輛。 ④溶接止めパネルを交換している又は、軽微な修復が認められる車輛。	制限なし	制限なし
2点	内容は3点に準ずるが、より程度の粗悪な車輛。	制限なし	制限なし
1点	災害車(冠水車、火災車、消火剤散布跡車 等)	制限なし	制限なし
R点	修復歴車	制限なし	制限なし

※ メーター改ざん車・走行不明車は上限3.5点とする。

※ ひょう害車は上限2点とする。

②内装評価

A：加修がほとんど必要ない、あるいは必要性の低いレベル ①大きな部品の欠品がない、又は目立たないような割れ、汚れがあるもの
B：走行距離相応なレベル ① 加修の必要性が低い ②不具合内容が商品価値に対してそれ程影響のないもの ③破れ・焦げ・擦れ・ビス穴が中程度存在するもの
C：加修の必要性があるレベル ①加修の必要性が高く、不具合内容が商品価値に影響を及ぼすもの ②破れ・焦げ・擦れ・ビス穴が大きく存在するもの

第6条 判断

- ①ジップが採点した評価点、確認検査で指摘記入した不具合箇所及び修復歴車、判定等は、何人とも訂正抹消できない。
- ②修正の大小による疑義等、判断困難な場合は、ジップの判断による。
- ③成約後の重大欠陥によるクレーム処理に関しては、出品店の責任とする。

<クレーム規定>

第1条 目的

本規定は、株式会社ジップ（以下ジップという。）の開催する市場において使用過程中にある商品車輛の 特異性から生じる品質問題について、これを建設的に解決し、依って市場の公益性と秩序の維持を目的とする。

第2条 クレーム防止義務

- ①出品店は、クレーム発生を未然に防止すべく車輛の車歴、仕様、品質、瑕疵の程度等必要事項を確実に申告するものとする。
- ②出品票に記載があり車外に容易に持ち出せるもの（取説、整備手帳、新車時保証書、スペアキー、ナビ、TVなどのリモコン、ナビロム、モニター等）は出品店の責任で保管し成約後譲渡書類と一緒に提出すること。上記書類及び部品を車内に放置したことによる紛失は全て出品店の責任とする。また上記の欠如のクレーム申告は書類発送後4日以内とする。

第3条 方法

- ①発生した問題の解決に当たっては、出品店、落札店双方とも本規定に基づく前向きな理解と協力によることを第一とする。
- ②落札車についてのクレームの申し立てをする場合は、必ずジップを通して行うものとする。
- ③出品店、落札店双方に理解度、協力度が不足することにより、解決が遅れ難行するとき又は、開催日を含め7日間を経過した場合はジップが総合的判断をもって裁定を行い、問題解決を図る。
- ④メーカー保証で対応できるクレームについては、メーカーに対して行うものとする。
- ⑤当事者は、ジップが示した裁定に従うものとし、訴訟等法的手段に訴えてはならない。
- ⑥ジップが示した裁定に従わないときはジップは当事者に対し参加制限又は、参加停止とする場合がある。
- ⑦車輛輸送の事情等により申告期限内に車輛到着が困難な場合は、その旨を翌週月曜日の正午までにジップに申告することとし、ジップがその事情を承認した場合のみクレームの受付延長を認めることとする。
- ⑧後日商談及びワンプライスでの成約車輛についてのクレーム申告期限は、成約日を起算日とする。
- ⑨不在応札及び準会員の成約車輛についてのクレーム申告期限は、当日クレームを含め翌週の月曜日の正午までとする。
- ⑩クレーム申し立てに掛かる費用（点検・見積り代・陸送代）は、原則的に落札店負担とする。
- ⑪クレームの申し立ては、1台の車輛について1回のみとする。但し、ジップが認めたものについてはこの限りではない。

第4条 処理基準

1 《落札店から契約解除可能なクレーム》

①範囲及び申告期限は次の通りとする。

	クレーム内容	申告期限
法的問題車	差し押さえ車（仮差し押さえ車も含む） 抵当権付車 盗難車（車台 No. 改ざん含む）	開催日から6ヶ月以内 （但し、盗難車については事実が判明した後1週間以内）
	接合車 メーター改ざん・走行不明発覚（他 AA 等により）	開催日から6ヶ月以内
記載事項相違	年式違い、車検残違い、グレード違い、ディーラー車、 並行車違い、型式及び排気量、定義記録簿違い	譲渡書類発送後8日以内
	冠水車	開催日から3ヶ月以内
	修復歴車（但し修復歴車として落札したもの及び、落札価格が15万円以下の車輻についてはノークレームとする。）	開催日から7日以内
メーター交換歴 （パネル本体の交換含む）	実走行として出品された車輻で整備記録簿等に証明がない場合	翌週月曜日の正午まで

※機関等に対するクレームにおいて、現品支給もしくは出品店修理で解決した場合、出品店が落札店との取り決め期日内に対処できなかった場合も、契約解除可能とする。

②キャンセルに伴い、出品店が負担する損害賠償の範囲は、次の通りとする

法的問題車	落札手数料、落札店までの往復の陸送代、他ジップが認めた実費相当額、ペナルティー10万円
記載事項相違メーター交換歴車	落札手数料、落札店までの往復の陸送代、他ジップが認めた実費相当額

※キャンセルに伴う車輻代金については落札時の車輻代金とする。なお転売後の販売利益は含まれないものとする。

2 《その他クレームの範囲及び申告期限》

その他クレームの範囲及び申告期限は、次の通りとする。 但し、商談による成約車の内外に関するクレームは受付けないこととする。

	クレーム内容	申告期限
内・外装	出品票と著しく状態が異なるもの。 但し、現車オークションの常識範囲において相当と認められるものに限る	セリ終了後1時間以内
標準装備類	リモコン、整備手帳等、容易に車外に持ち出せるものの欠如で、出品票にその旨の記載がない時	譲渡書類発送後4日以内
	各メインキー及び出品票に有りと記載の工具、ジャッキ、スペアタイヤが欠如している時	セリ終了後1時間以内
電装類	エアコン（スイッチ、配線等の簡易部品は除く）、ダイナモ他電装類の不具合で出品票にその旨の記載がない時	翌週月曜日の正午まで
機関類 機構類	走行時に確認ができ且つ走行に支障をきたす不具合で出品票にその旨がない時（エンジン、ミッション等） 但し、経年変化による異音、感覚的な違和感はクレームとしない。	
その他全般	セールスポイントとして表示したもので、正常に作動しないもの	
	後日送り部品（AV リモコン、ナビロムなど）により発覚する作動不良	後日送りの部品発送後4日以内

3 《細部にわたる具体的項目について》

細部にわたる具体的項目について処理基準は別表に基づく。 なお、準会員及び不在応札での落札車輛の受付期限はクレーム項目別処理基準別表①の不在に基づくものとする。

4 《クレームの申請が認められない場合》

- ① 10年落ちの車輛（モデル年式）又過走行の車輛（10万km以上）
- ② 落札価格が30万円以下の車輛
- ③ 修復歴車または冠水車として落札された車輛
- ④ 走行不明で出品の車輛
- ⑤ クレーム項目別処理基準において、落札方法・年式等によってノークレームとなっているもの（別紙参照）
- ⑥ 欠損部品代が5万円以下で対応できうる場合
- ⑦ ショックの抜けやブレーキパットの磨耗等、消耗品に類するもの
- ⑧ クレーム期間中に名義変更を行った場合や第三者に転売した時（但し、他AAに出品しセリにかけた場合も含む。）
- ⑨ クレーム申請中に加修、修理を施した時
- ⑩ クレーム申請した後、1週間以上落札店より何ら連絡のない時
- ⑪ ヴィンテージカーコーナーの車輛として落札された車輛
- ⑫ 日本国外へ輸出された車輛（国内税関通過も含む）
- ⑬ ジップがクレームとして認めた場合を除き落札価格が15万円以下の車輛については一切ノークレームとする。
- ⑭ 落札後著しく走行距離が増えているとジップが判断した場合

※但し上記①～⑤について、エンジン、ミッションに重大な欠陥がある場合はこの限りではない。但し、経年変化による異音、感覚的な違和感はクレームとしない。また、ジップがクレームとして認めた場合はこの限りではない。

第5条 実情の確認

- ①クレーム等の処理を公正に行うために、ジップは実情の確認を任意の方法で行うことができるものとする。
- ②ジップが必要に応じた実情の確認をした場合、それに要した費用（陸送代、点検費用等）は、クレームが事実であった場合は出品店負担とし、事実でなかった場合は落札店負担とする。

第6条 値引き基準

・クレーム値引きの裁定金額は下記を基準とする。

- ①不具合部品に対して中古部品が存在する場合はその仕入原価を基準とし、新品での対応しかできない場合はジップで判断し値引を対応するものとする。
- ②金額に代り部品対応する場合がある。（出品店が落札店との取り決め期日内に対応できない場合は契約解除可能とする。但し、双方合意のうえ金額対応する場合もある）
- ③工賃は原則的に対象外とする。
- ④エンジン、ミッションのオーバーホール等、多額の工賃が必要となる場合は標準工賃の半額程度を裁定するものとする。

・特別クレーム値引対応金額（現品支給が不可能な場合）

下記に該当するものは、下記に提示した金額をクレーム値引き扱いとする。但し、①～③に関しては出品票に有りと記載がある場合に限る。

- | | | | |
|-----------|------|----|-----|
| ①スペアタイヤ | （欠品） | 1本 | 相当額 |
| ②ジャッキ | （欠品） | 一式 | 相当額 |
| ③工具 | （欠品） | 一式 | 相当額 |
| ④8ナンバーキット | （欠品） | 一式 | 相当額 |

・新車時保証書不備（再交付できない場合も含む）

送付不可のものには以下の裁定金額を基準とする。但し、保証有効期間のあるものに関しては、落札店の希望により契約解除できるものとする。

保証有効期間残 → 5万円もしくは落札店の希望によりキャンセル可能・・・※1

保証有効期間切れ → 1万円の値引き

※キャンセルの場合は落札料及び往復の陸送代、ジップの認めた諸経費は出品店の負担とする。但し、ペナルティーは発生しない。また、保証有効期間残とは開催日より1ヶ月以上の保証が残っているものをいう。

・新車時保証書（継承の場合を含む）の販売店欄にゴム印がない場合、納車前点検の項目にディーラーのゴム印が有り、その整備手帳内に当該車両の車体番号の確認ができるものがあれば新車時保証書として扱う。ただし、その整備手帳内にある法定点検記録もしくは車検時点検記録等にディーラーのゴム印があったとしても、新車時保証書（継承の場合を含む）の販売店欄もしくは納車前点検実施欄のいずれかにディーラー印が無ければ新車時保証書とはみなさず一律5千円の値引きで対応させていただきますのでご注意ください。

・出品票の取説に○の記載があった場合、車両の取説のみとする。

＜商品車輛搬入出管理規定＞

第1条 目的

本規程は株式会社ジップ（以下ジップという。）が開催する市場において市場秩序の維持、商品車輛置場の有効利用及び商品車輛を明確に管理することを目的とする。

第2条 商品車輛の搬入出時限

商品車輛搬入出時限は、ジップの指示に基づくものとする。

第3条 商品車輛搬入出の手続き

- ①搬入は出品車に限る。
- ②搬入に当たっては、出品規定に定められた諸要件を整えて、オークション事業部の指示を受ける。
- ③搬出に当たっては、落札車、流れ車を問わず、ジップが定める手続きをもって搬出する。

第4条 搬出期間

落札車輛、流札車輛は、ジップが定めた期日内に引取りしない場合は、第6条による損害保障を行わないものとする。但し、車輛代未決済の場合は、搬出を認めない。

第5条 放置車

- ・指定期日を超えても引取りのない車輛は、放置車として取扱い、第6条の損害保障の適用をしない。
- ・放置車は、次のように処理する。
 - ①場外駐車場へ移動する。
 - ②移動中及び場内外における事故損傷、盗難等については、本市場は一切責任を負わない。
 - ③状況により警告を行った上、強制送還をする。この場合の陸送費用等は出品店又落札店の負担とする。

3. 長期滞留車及び放置車の罰則

流れ車、落札車で再出品しない車両は、開催日の翌週水曜日までに搬出されなかった場合は、5000円、以後水曜日経過毎に、10,000円のペナルティーを科す。

第6条 損害保障

ジップが定めた搬入出の指定期日内における車輛の盗難、その他の損害については、ジップが保障する。但し、その期間内においても第4条及び前条の場合並びに下記の場合には、対象としない。

- ①天災のとき（地震、台風、雹等、その他）
- ②その他、当市場の責任と認められない時。

<自動車税規定>

第1条 目的

本規程は株式会社ジップ（以下ジップという。）が開催する市場において取引された車輛のうち 残存車検期間が開催日の翌月末日以上あるものについて、名義変更を行う期間に対応し、自動車税負担の原則を損なわぬようはかることを目的とする。

第2条 処理

- ①自動車税を落札店から預かり、名義変更後の車検証の「写し」を届出ることにより返金する。
- ②自動車税額は、月単位とし、次の通り開催月の翌月を起算とする残額分相当額とする。

開催月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
残月分	2	1	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3

- ③軽自動車は名義変更保証金として落札店より1万円をジップにて預かり名義変更後に返金する。
- ④名義変更後の提出は、必ず新車検証の「写し」によるものとし、この届出により次のように自動車税額を返金する。

登録	名義変更月	返金先	
		出品店	落札店
移転	問わず	預り金 全額	なし
抹消	成約月と同月	なし	預り金 全額
	成約月の翌月	預り金のうち1ヶ月分	1ヶ月差引預り残金

移転登録後に再度抹消登録した場合（同年度内に限る）落札店からの申し出により還付金相当額を出品店に請求し、落札店に精算する。但し、抹消登録した月の翌月5日までにジップへ抹消登録後の車検証の写しを提出すること。

第3条 計算、還付

前条による名義変更通知（新車検証写し）による処理は、月1回の集計により計算を行い、毎月末日締め翌月18日（日・祝・祭日の場合は翌営業日）に還付手続きをする。尚、還付金は銀行振り込みとし、同時に内訳明細書を送付する。

書類細則

1. 書類の提出期限	開催日を含め8日以内にZIP事務局へ到着すること。
2. 書類の有効期限	開催日の翌月末日以上あるもの。 ※出品票に有効期限を明記した場合はジップ事務局到着時点で14日以上あるもの。
3. 書類遅延ペナルティー	遅延9日以上15日以内・・・1台あたり1万円
	遅延16日以上22日以内・・・1台あたり2万円
	遅延23日以上・・・1台あたり5万円 又は落札点の希望によりキャンセル可能 〈注意〉書類遅延日数の計算は当該市場開催日からジップ到着日までとする。 《キャンセルペナルティー》 落札価格 50万円以下・・・5万円 50万円を超える200万円以下・・・10万円 200万円を超える場合・・・成約価格の5% (但し、上限を20万円とする) +出品料、成約料、落札料、陸送代、他ジップが認めた実費相当額
4. 書類差替え・再交付ペナルティー	台あたり5万円+実費(ジップが認めた実費相当額) ※抹消の場合、再交付できないケースがあります。 ※書類差替えを、ジップを通さず出品店もしくは旧所有者へ直接請求した場合は上記費用+禁止行為ペナルティー3万円
5. 落札店へ書類発送後不備・不足の発覚	落札店よりジップ事務局に連絡があった日を起算日とし、出品店は7日以内に追完しなければならない。その期間に不備が解消されない場合はペナルティー対象とする。また、不備により差替えが必要な場合は差替え書類がジップ事務局に到着した日を起算日とする。
6. 早期名変依頼料	落札店が了承したものに限り1万円
7. 名義変更期限	[移転登録の場合] オークション開催日の翌月末日までに完了し翌々月の5日までに車検証の写しを提出すること。 ※出品票に書類有効期限の記載がある場合はその日を名義変更期限とする。 [抹消登録の場合] 抹消した翌月の5日までに抹消登録後の車検証写しを提出すること。
8. 名義変更遅延ペナルティー	期限を越えた場合 2万円 更に1ヶ月を超えた場合 5万円
9. 現在登録証明取得手数料	1件につき3千円

クレーム項目別処理基準（別表①）

	クレーム項目	クレーム受付期限		処理基準	
		会場・ライブ・不在・ 商談落札の場合	※ノークレーム 基準車の場合		
外装	ガラス要交換	ノークレーム	←	評価点違いはリヤクォーター・ バックパネル・コアサポートの 修正、交換・インナー先修正、 曲がりの記載漏れがあった場合 は落札店の希望によりキャンセル 可能とする。	
	二面以上のキズ・へこみ	ノークレーム	←		
	色替え	4日	ノークレーム		
	修復歴車と判明した場合	7日	←		
	レンズ・ミラー類のキズ・割れ	ノークレーム	←		
	評価点相違 (3段階又は1.5点以上)	7日	←		
	溶接部位交換 (評価点4点以上の車輛)	7日	←		
	標準装備類の欠品	4日 搬出前申告	ノークレーム		新車時の標準装備類に限る 免責1ヵ所5万
異臭・悪臭・雨漏り	ノークレーム	←			
内装	天張り・内張り・シートの 破れ、こげ穴、切れ	ノークレーム	←	新車時の標準装備類に限る 免責1ヵ所5万	
	標準装備類の欠品	4日 搬出前申告	ノークレーム		
	セールスポイントに記載 の装備類の欠品 (CD・ナビ等)	4日 搬出前申告	←		作動不良は各4日

電装	P/W・ワイパー不良	ノークレーム	←	
	オーディオ類・Pアンテナ不良	ノークレーム	←	
	Pシート・電動ミラー不良	4日	ノークレーム	6年落ち以上はノークレーム 免責1ヵ所5万
	サンルーフ・電動トップ不良	4日	ノークレーム	
	メーター類不良 (積算計除く)	4日	ノークレーム	
	純正マルチ不良	4日	ノークレーム	
	A/C・セルモーター・ダイナモの不良 (異音は除く)	4日	ノークレーム	6年落ち以上はノークレーム
機関	バルブ・カムシャフト不良	4日	←	
	メタル・ピストンの焼き付き、圧縮不良	4日	←	
	タペット音	4日	ノークレーム	軽微なものは除く
	オーバーヒートによるヘッドガスケット不良	4日	ノークレーム	
	バルブシール不良の白煙・黒煙	4日	←	
	燃料漏れ・燃料ポンプ不良	4日	ノークレーム	
	ラジエーター・ウォーターポンプからの水漏れ	4日	ノークレーム	6年落ち以上はノークレーム
	ターボ・Sチャージャー不良	4日	ノークレーム	
	シリンダーヘッド・ブロック要交換	4日	←	

機 構	マフラーの腐食、錆、 排気漏れ	ノークレーム	←	触媒の不良、改造、欠品はジップの判断による
	クラッチ滑り (M/T車)	ノークレーム	←	
	A/T滑り	4日	←	軽微なものは除く
	A/T変速ショック、 タイムラグ	4日	ノークレーム	軽微なものは除く
	エンジンの載せ替え (車検通過不可能)	○3ヶ月	←	キャンセルの場合は 手数料+陸送代
	エンジン・ミッションの コンピューター不良	4日	←	
	デフ不良	4日	←	
	ショック・ サスペンション不良	ノークレーム	←	
	ドライブシャフト・ プロペラシャフト不良	4日	ノークレーム	
	ABS・ブレーキ系の不良	4日	ノークレーム	
	P/Sギアボックス・ ポンプ不良	4日	ノークレーム	6年落ち以上はノークレーム オイル漏れ・P/S不良に関しては軽微なものは除く
	A/T・エンジン・デフの オイル漏れ	4日	ノークレーム	
	エアバック不良	4日	ノークレーム	
足回りの構成部品 (アーム・ブッシュ・スタビ) の不良	ノークレーム	←		

記載事項相違	ハンドル・ドア枚数違い	4日	←	ノーペナルティで落札店からの一方的キャンセル可能 手数料+陸送代は出品店負担。 (その他実費、加修費用等は含まない) 電害車・塩害車は保証書にて発覚した場合は書類到着後7日以内。車歴違いは記載のないものは自家用とみなす(リース車は自家用とみなす)。冠水車は損害保険適用車もクレーム対象とする。Noxは出品票に適合の記載がある場合に限る。メーター交換歴は認証工場の整備記録簿等で交換時前後の走行距離が明らかな場合は実走行とみなす。また、純正のメーターに交換の場合のクレーム期限は開催日より6ヶ月とする。車検残違いは5,000円/月×月数で値引き対応する。また抹消の場合は10,000円/月×月数で値引き対応する。
	車名・グレード違い	●8日以内	←	
	型式・排気量・車検残違い	●8日以内	←	
	年式・初年度登録年月・ディーラー並行違い	●8日以内	←	
	車歴・乗車定員違い	●8日以内	←	
	電害車・塩害車	4日	←	
	冠水車	○3ヶ月	←	
	修復歴車・消火器噴霧跡	○7日以内	←	
	Nox 不適合車	●8日以内	←	
	ワンオーナー表示違い	●8日以内	←	
	P/W・S/R等の装備類の有無	4日	←	
法的問題	差し押さえ・抵当権設定車	無期限	←	一方的キャンセル可能 ペナルティ10万円+手数料+陸送代+その他 ジップが認めた諸経費は出品店負担。但し、転売後の利益は含まない。
	盗難車 (車台No改ざん含む)	○6ヶ月	←	
	接合車	○6ヶ月	←	

○開催日から ●書類発送後

※ノークレーム基準車とは、落札価格が30万円以下の車輛・修復歴車または冠水車として成約された車輛・10年落ちの車輛・過走行の車輛・走行不明の車輛

※項目別処理基準に記載のないもの等に関してはその都度ジップが裁定する。

クレーム項目別処理基準（別表②）

	クレーム項目	クレーム受付期限	処理基準
積算計	メーター改ざん・走行不明発覚（他AA等による）純正メーターへの交換	開催日から6ヶ月 但し、記録簿等から判明する場合は発送後1ヶ月以内	一方的キャンセル可能ペナルティー5万円＋手数料＋陸送代＋その他 ジップが認めた諸経費は出品店負担 但し、転売後の利益は含まない
	規格外メーターへの交換	開催日を含め7日	一方的キャンセル可能 手数料＋陸送代は出品店負担
	社外メーターへの交換（パネル交換含む）	開催日を含め4日	
	積算計不良（実走行出品車に限る）		
走行不明で落札した車輛のメーター改ざん発覚	開催日から1ヶ月	一方的キャンセル可能 手数料＋陸送代は出品店負担 諸経費は原則的に落札店負担	

※ 純正メーターへの交換に関しては、交換部品が当該車輛の純正部品（対策品を含む）で、交換時の走行距離を正確に表示するように交換されたものであると取扱いディーラーより証明がなされた場合は、ノークレームとする。